

佐世保市実費徴収に係る補足給付事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第30条の5第3項に規定する施設等利用給付認定保護者(以下「施設等利用給付認定保護者」という。)のうち、低所得で生計が困難である者等の子どもが、同法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援(以下「特定子ども・子育て支援」という。)を受けた場合において、当該保護者が支払うべき実費徴収に係る費用の一部を補助することにより、これらの者の円滑な特定子ども・子育て支援の利用が図られ、もってすべての子どもの健やかな成長を支援するため実施する、佐世保市実費徴収に係る補足給付事業補助金(以下「補助金」という。)を市の予算の範囲内において交付することについて、佐世保市補助金等交付規則(平成17年規則第53号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者は、特定子ども・子育て支援の提供を受ける法第30条の8第1項に規定する施設等利用給付認定子ども(以下「施設等利用給付認定子ども」という。)に係る佐世保市内に住所を有する施設等利用給付認定保護者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 施設等利用給付認定保護者及び当該施設等利用給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「令」という。)第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。以下同じ。)が7万7,101円未満である者。この場合において、事業実施年度の4月分から8月分までの次条に規定する補助対象費用(以下この号において同じ。)については、特定子ども・子育て支援を受けた日の属する年度の前年度分の市町村民税所得割合算額により、事業実施年度の9月分から3月分までの補助対象費用については、特定子ども・子育て支援を受けた日の属する年度分の市町村民税所得割合算額により審査するものとし、第5条第1項に規定する補助金の交付申請を受理した日において市町村が算定している市町村民税所得割合算額を用いるものとする。
- (2) 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子ども又は小学校第3学年

修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下同じ。）が同一の世帯に2人以上いる者

- (3) 令第15条の3第2項に規定する市町村民税を課されない者に準ずる者（補助対象費用）

第3条 補助金の交付対象となる費用（以下「補助対象費用」という。）は、法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等である幼稚園（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園をいう。）における満3歳以上の施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者が支払うべき給食の提供に係る副食材料費（法第7条第10項第5号に規定する事業に該当するものを除く。以下「副食費」という。）とする。

- 2 前条に定める補助対象者のうち、同条第2号の規定に該当する施設等利用給付認定保護者にあつては、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長である者を除く。）である施設等利用給付認定子どもに係る副食費とする。

（補助金額）

第4条 補助金の額は、月額4,500円を上限とし、補助対象者が前条第1項に規定する幼稚園に対して支払った補助対象費用の額を交付するものとする。

（補助金の交付申請及び交付請求）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、佐世保市実費徴収に係る補足給付事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 副食費の領収証又は施設が発行する証明書
(2) その他市長が必要と認める書類

- 2 前項の申請は、次の各号に掲げる期間に応じ、当該各号に定める日までに市長に提出しなければならない。ただし、転出等によりやむを得ない事情があると市長が認めたときは、この限りでない。

- (1) 4月分から8月分まで 当該期間が属する年度の9月末日まで
(2) 9月分から3月分まで 当該期間が属する年度の3月末日まで

（交付の決定及び補助金の支払）

第6条 市長は、前条の規定による交付申請を受けたときは、申請書及び関係

書類を審査し、補助金の交付を決定したときは、佐世保市実費徴収に係る補足給付事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助金の不交付を決定したときは、佐世保市実費徴収に係る補足給付事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、決定した日から30日以内に申請者に補助金を支払うものとする。

（交付手続の特例）

第7条 規則第19条の規定により、規則第11条及び第12条に規定する手続は、省略するものとする。

（補助金の返還）

第8条 市長は、申請者が虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたと認められるときは、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年1月31日から施行し、令和元年10月1日以後に支払うべき副食費に係る補助金について適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度以後の予算に係る補助金について適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度以後の予算に係る補助金について適用する。

附 則

この要綱は、令和4年12月7日から施行する。